

台風第15号の被害を受けられた皆様へのお知らせ

令和7年9月25日

【罹災証明書・被災届出証明書の申請受付について】

被災された住家等の状況を調査し、その結果を証明する「罹災証明書」「被災届出証明書」の申請の受付を行っています。

○窓口：役場1階 福祉課窓口

○時間：8：15～17：00

◆ロゴフォーム（電子申請）でも随時受け付けています。

○必要なもの：本人確認書類、被害状況が確認できる写真

※プリントアウトしたものを印刷してお持ちください。

※申請期限は、災害発生日から6か月です。

○問合せ先：福祉課 社会福祉部門 0548-33-2104



↑詳細は町HPでご覧いただけます

【ロゴフォーム】による受付
スマートフォンから申請可能です



↑罹災証明書の申請



↑被災届出証明書の申請

【こころの相談室について】

台風第15号をきっかけに精神的変化を感じた方やそのご家族を対象として、保健師などが相談に応じます。「眠れない、気持ちが落ち着かない、誰かに話したい…」そんな時は、「こころの相談室」をご利用ください。

○相談日時：平日9：00～16：00（正午～13：00を除く）

○問合せ先：健康づくり課 0548-32-7000



↑こちらからも申し込みできます

【専門家による生活なんでも相談について】

被害を受けた方に対し、専門家による「生活なんでも相談会」を開催しています。「罹災証明書の取得後はどうしたらよいか」「被災した家の修理・解体について」「竜巻で瓦が飛んでしまい隣家を傷つけてしまった」など、ご相談いただけます。

○期間：9月11日（木）～ ※当面、土日祝日も開催。終了期間未定

○時間：10：00～16：00

○場所：牧之原市静波999-1 さざんか1階ふれあいホール

○問合せ先：県災害対策士業連絡会 054-252-0008

◆吉田町役場1階相談室でも遠隔（リモート）相談ができます。

※遠隔（リモート）相談をご利用されたい方は、事前に福祉課までご連絡ください。

○問合せ先：福祉課 0548-33-2104

【住宅に関する町の支援について】

住宅に被害を受けた方を対象に、応急修理や借上げ住宅等の支援制度があります。詳しくは別紙の「案内チラシ」をご覧ください。

○問合せ先：都市環境課 都市計画部門 0548-33-2161

【災害ごみの受入について】

台風被害による災害ごみの受入れを行っています。受入場所と日時は次のとおりです。
料金は無料です。

○場所：

清掃センター（木材、倒木、ソファ、ふとん、畳などの可燃ごみ）

リサイクルセンター（ガラス・陶磁器くず、金属、小型家電、家電4品目、プラごみ）

※瓦、ブロックくずは両施設への持込ができないため、都市環境課へご連絡ください。

○受付時間：

（平日）8:30～12:00、13:00～16:00

（第1・第3土曜日）8:30～12:00

（第2・第4日曜日）8:30～12:00、13:00～15:00

※災害ごみは分別したうえでお持ち込みください。

※持込時に必ず「災害ごみ」である旨を申告してください。

受付の際に身分証による本人確認を行っております。

○問合せ先：都市環境課 環境部門 0548-33-2102

吉田町牧之原市広域施設組合 清掃センター 0548-24-0530



↑詳細はHPで
ご確認ください

【災害ボランティアセンターについて】

住宅の片付けやがれきの運び出しなどを災害ボランティアが
お手伝いします。※対応できない内容もあります。

併せて、災害ボランティアを募集します。

詳しくは下記までお問い合わせください。

○受付時間：9:00～17:00

○問合せ先：吉田町災害ボランティアセンター（はあとふる内） 080-5813-6142

080-5813-6143



↑詳細は社会福祉協
議会HPでご覧いた
だけ
ます

【ブルーシートについて】

必要な方は防災課まで連絡ください。

○受付時間：平日 8:15～17:00

○問合せ先：防災課 防災部門 0548-33-2164

【災害に便乗した悪質商法に注意！】

自然災害等が発生しますと、便乗商法、悪質商法など、災害に関連した消費者トラブルが
起こる傾向があります。しかも被災地やその周辺だけでなく、被災地から離れた地域でも発
生しています。災害に関連した消費者トラブルの事例を知り、被害を未然に防ぎましょう。

○問合せ先：産業課 商工観光部門 0548-33-2122